商工中金改革に関する要望

令和５年２月６日
全国中小企業団体中央会
会　長　森　　洋

日頃より、各地の中小企業組合及び中小企業団体中央会の事業推進に関し、ご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

商工中金は、1936 年に中小企業金融の円滑化を目的として、国と中小企業組合の共同出資により設立された組織であり、組合の資金需要に対応するための金融機関です。その基本的な機能は、設立以降全く変わっていません。

商工中金は、永年にわたり、組合と組合員である中小・小規模事業者の経営課題やニーズに寄り添った融資やサービスを提供することにより、組合及び組合員企業から高い評価を受けております。今般、中小・小規模事業者の経営環境は引き続き厳しい状況が続くと見込まれることから、商工中金が従来通りの長期・安定的な融資や危機対応業務を継続できることは必要不可欠だと考えております。

商工中金の政府出資については、商工中金創設時の目的である中小・小規模企業への資金提供に国が関与することを示す象徴であり、中小・小規模事業者に対し安心感を与えてきました。また、商工中金の債券発効などへの信用付与や、商工中金の財務の健全性を支えることで、中小企業などへの低利・円滑な資金提供を可能とする役割もあったと考えます。他方、4 年前からの商工中金の体質改善努力により、財務体質の健全性は格段に向上したと評価されております。また、コロナ感染症対策などの危機対応業務についても、商工中金は、他の危機対応金融機関とともに積極的な対応をしており、万が一の時にも中小・小規模事業者への資金提供を担えることを示しており、組合・組合員企業とも商工中金に対する安心感、信頼感は減少することなく続いております。このような商工中金に対する現状認識によれば、政府出資による商工中金に対する政府の直接のガバナンスや信用付与がなくても、商工中金は存続可能であり、引き続きその機能を発揮できると考えます。一方、政府出資の存在に伴い、商工中金の業務が一部制約されていることも考え合わせると、組合や中小・小規模事業者への新しいニーズ、具体的には、①経

営者保証によらない融資の拡大、②出資機能の拡大、③組合が行う事業承継への取り組みの支援や組合員企業の事業承継支援の充実、④フィンテックなどの新しい高度な金融サービスの提供、⑤ DX、GX などの新規事業に関する専門人材の組合や組合員企業への派遣、⑥普通銀行に比べて現在制約されている業務の解禁などに商工中金が応えることができるように、政府出資の必要性を見直す必要があると考えます。

また、商工中金が、組合とその構成員である中小・小規模事業者の金融機関であることが、今後の商工中金の在り方として必要不可欠ですので、政府出資の引受先である株主については、組合及びその構成員である中小・小規模事業者など（中小企業関係の団体、例えば中央会など）に現在同様、限定して頂きたくお願いいたします。商工中金の株主が、組合・組合員など中小・小規模事業者に限定されれば、商工中金に対する中小企業者によるガバナンス（言わば、組合の、組合による、組合のための商工中金）が実現することになり、中小企業のニーズに速やかに対応していくことが期待されます。

また、政府出資の肩代わり先が組合や中小企業などであると、商工中金の格付けなどが低下し、財務体質が弱まる恐れもあり、危機対応業務や債券発行への懸念もあることから、特別準備金や危機対応準備金については、引き続き商工中金に残して頂くようお願いいたします。

中小企業組合及びその組合員への金融を通じた中小企業振興が、地域の経済や国民生活を支える中小・小規模事業者の経営基盤の強化に絶対必要であることをご理解頂き、商工中金改革に向けた法律改正において、上記の要望内容を実現して頂きたく、特段のご配意を何卒お願い申し上げます